

役員及び評議員の報酬等に 関する規程

社会福祉法人 明和会

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（報酬の支給）	1
第4条（役員の報酬等）	1
第5条（支払方法）	1
第6条（報酬の日割り計算）	2
第7条（出張旅費）	2
第8条（端数の処理）	2
第9条（公表）	2
第10条（改廃）	2

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬や賞与等の職務執行の対価として受ける財産上の利益で、名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は年俸制とする。
- 3 評議員の報酬は、定款第8条の定めにより無報酬とする。

(役員報酬等)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、役員報酬を支給しない。
- 3 監事が運営状況の指導及び監査業務を行った場合は、別表2に定める日当を支給する。
- 4 役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席したときは、別表2に定める日当を支給する。
- 5 前項の異なる会議に同日出席した場合は、1回の出席とみなす。

(支払方法)

第5条 報酬は、職員給与の支給日に通貨をもって支給する。

- 2 報酬は、本人が指定する本人名義の口座へ振込による方法で支払うことができる。

- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び、本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 監事監査及び会議出席の日当については、都度支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人運営に必要な出張を行う場合の旅費(交通費・宿泊料・日当)は、法人旅費規程を準用する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額1円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額とする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月26日から施行する。

別表1 (役員報酬の額)

役職名	報酬 (月額)
理事長	700,000円
常勤役員	500,000円
非常勤役員	-

別表2 (日当の額)

区分	日当
監事監査業務	10,000円
理事会への出席	3,000円
評議員会への出席	3,000円